

令和3年3月5日

各社会教育施設長 殿

生涯学習課長

国における緊急事態宣言再延長に伴う県立社会教育施設の対応
について（通知）

このことについて、令和3年2月2日付け生涯学習課長通知により、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言延長を踏まえた県立社会教育施設の対応について通知したところですが、本日、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、引き続き本県を含む4都県を緊急事態措置区域とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間が令和3年3月21日まで再延長されたことを受け、別添のとおり、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」が改定されました。

ついては、本実施方針に基づく県教育委員会の対応として、引き続き3月21日まで、博物館及び美術館については臨時休館とし、図書館については開館時間を最大19時までとしますので、対応についてよろしくお願いします。

また、イベントや講座等についても、引き続き、上記の期間中は募集も含め延期又は中止とします。

問合せ先
調整グループ
清水、黒崎
電話 045(210)8337(直通)

特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

令和3年1月7日制定

令和3年2月2日改定

令和3年3月5日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

令和3年1月7日、特措法（以下、「法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次により緊急事態措置等を行う。

1 措置を実施する期間

令和3年1月8日～3月21日

2 措置の対象とする区域

神奈川県全域

3 実施する措置の内容

(1) 県民の外出自粛

- 県民に対し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合（※）を除き、徹底した外出の自粛を要請する。特に、20時以降の不要不急の外出を自粛するよう強く要請する。

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- 県民に対し、感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底を図る。

(2) 施設の使用制限、営業時間短縮の要請等

ア 営業時間短縮の要請

- 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店・カラオケ店（「別表1」に定める施設、以下「飲食店等」と

いう。) に対し、次のとおり要請するとともに、法第 24 条第 9 項に基づき、業種別ガイドラインを遵守するよう要請する。なお、デリバリー、テイクアウトによる営業は要請の対象外とする。

[1 月 8 日から 1 月 11 日までの間]

横浜市内と川崎市内の酒類を提供する飲食店等に対し、法第 24 条第 9 項に基づき、5 時から 20 時までの時短営業（酒類の提供は 11 時から 19 時まで）

[1 月 12 日から 3 月 7 日までの間]

全県の飲食店等に対し、法第 24 条第 9 項に基づき、5 時から 20 時までの時短営業（酒類の提供は 11 時から 19 時まで）

当該要請に応じない店舗に対しては、法第 45 条第 2 項の要請等、必要な措置を行う。

[3 月 8 日から 3 月 21 日までの間]

全県の飲食店等に対し、法第 45 条第 2 項に基づき、5 時から 20 時までの時短営業（酒類の提供は 11 時から 19 時まで）

当該要請に応じない店舗に対しては、令和 3 年 2 月 12 日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡を踏まえ、法第 45 条第 2 項の再度の要請及び同条第 3 項の命令等、必要な措置を行う。

イ 営業時間短縮の働きかけ

- 施設に人が集まり、飲食につながる可能性がある「別表 2」に定める施設については、5 時から 20 時までの時短営業（酒類の提供は 11 時から 19 時まで）の協力について働きかけを行う。

ウ その他

- 感染の拡大につながるおそれのある一定の施設については、国の事務連絡に沿った施設の使用（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）の働きかけを行う。
- 上記以外の業種に対する施設の使用制限、時短要請等については、必要に応じて検討する。

(3) イベントの開催制限

- 事業者に対し、法第 24 条第 9 項に基づき、イベントの開催は、「別表 3」の基準に制限するよう要請する。なお、この制限は新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない。

あわせて、20時までの時短営業や、参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知について働きかけを行う。

(4) テレワークの徹底等

- 事業者に対し、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務の働きかけを行う。
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制するよう働きかけを行う。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底の働きかけを行う。
- 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけを行う。

(5) 大学や学校への要請

- 法第24条第9項に基づき、大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請する。あわせて、「感染防止のための所要の措置を講じること」を要請する。特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請する。

(6) その他

- 事業者に対し、20時以降のネオンの消灯とイルミネーションの早めの消灯を行うよう働きかけを行う。

4 緊急事態措置の実効性を確保するための対応

- 県は、3(2)アの要請に応じた事業者に対し、別途定める基準に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する。なお、2月8日以降は、県の感染防止対策取組書や市町村が作成する感染防止対策にかかるステッカーの掲示を支給の条件に加える。さらに、3月8日以降は、マスク飲食の推奨を条件に加える。

また、所管団体を通じた周知のほか、市町村と連携して、個別

の店舗を訪問するなど、時短営業の協力を要請する。

- チラシ、ポスター、ホームページ、SNSなど、あらゆる広報媒体を活用し、外出自粛要請等の周知を徹底する。

5 県機関の取組

- 県はテレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進める。
- 県民利用施設については、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に関わらず原則休館することを基本とし、個々の施設の実情に応じて適切な対応を図る。その状況については、別途県のホームページで広く周知する。

6 緊急事態宣言の解除後を見据えた県の取組

- 緊急事態宣言の解除後、再び感染が拡大することを防ぐため、県民に対し、外食時の「黙食」「個食」「マスク飲食」の徹底を呼びかける。

また、事業者に対し、店舗におけるアクリル板の設置等の飛沫対策の徹底を呼びかける。

- 緊急事態宣言の解除後、時短営業の要請については段階的に緩和する。

飲食店等に対する時短営業の要請は、3月31日までの間、5時から21時までとする。

7 その他

- 緊急事態措置により影響を受ける県民・事業者に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努める。
- 県民や事業者の様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充する。
- 緊急事態措置の実施については、一都三県で連携する。

別表1 特措法第45条第2項に基づき、営業時間の短縮を要請する施設

施設の種 類	施 設	要請内容
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等 （宅配・テークアウトサービスは除く。）	5時から 20 時までの営業 時間短縮、 11時から 19 時までの 酒類提供
遊興施設 等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食 店営業許可を受けている店舗	

別表2 特措法によらない、営業時間の短縮の働きかけを行う施設
（外出を誘発し、飲食につながる可能性がある施設）

施設の種 類	施 設	働きかけの内容
遊興施設	（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 及び別途国が通知する施設を除く。）	5時から 20 時までの営業 時間短縮、 11時から 19 時までの 酒類提供
運動、 遊技施設	運動施設又は遊技場	
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会・ 展示施設	集会場又は公会堂、展示場、 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限 る。）、博物館、美術館又は図書館	
商業施設	物品販売業を営む店舗（1,000平米超） サービス業を営む店舗（1,000平米超）	

別表3 特措法第24条第9項に基づき要請するイベント開催の基準

時 期	収容率	人数上限
1月8日～3月21日	50%以内	5,000人

（注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

※ 上記のほか、国の事務連絡に基づき適宜対応する。

1 公立学校における対応について

(1) 県立学校

ア 本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に沿って対応することを基本とし、緊急事態宣言再延長に伴い、感染防止対策を徹底しながら、これまでの1月8日からの対応を継続する。

イ 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。

ウ 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

<高校、中等教育学校>

ア 朝の時差通学を引き続き徹底する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。

イ 今後、感染状況により、必要に応じて分散登校（オンラインを併用するとともに、土曜日を活用し週三日登校を基本）に移行できるように学校長は、引き続きカリキュラム等の検討を進める。

<特別支援学校>

時差通学及び短縮授業を引き続き徹底する。

ア 学習活動について

- 感染防止対策を講じても、なお飛沫感染の可能性が高い学習活動は、引き続き行わないようにする。

(例)・グループや少人数等での話し合い活動

- ・体育における身体接触を伴う活動
- ・対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習等

イ 卒業式について

- 感染防止対策を講じて実施する。
- 実施にあたっては、次のように対応する。
 - ・式場における座席の間隔は可能な限り広くとる。(左右は60cm程度、前後は1m程度の間隔を確保)
 - ・式への参列者は、卒業生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、卒業生の保護者の参列も可とする。(高等学校及び中等教育学校は、生徒一人につき保護者1名まで。特別支援学校は各校の実情に応じる)

ウ 部活動について

- 引き続き校内における活動を原則とし(平日の放課後のみ90分程度、週3回を上限)かつ感染リスクの高い活動は中止する。
 - (例)・身体接触を伴う活動
 - ・限られた空間の中、集団で行う活動
 - ・近距離で大きな声を発するような活動等
- 大会等への参加については、引き続き原則不可とし、全国大会、関東大会については、今後、開催の有無を確認しながら別途、学校長は県教委と協議する。

エ 修学旅行等について

- 延期または中止する。

オ 入学者選抜について

- 感染防止対策を徹底し、予定通り実施する。

(2) 市町村立学校

上記の県立学校における対応を踏まえた上で、必要に応じて県教委と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう、引き続き市町村教育委員会に要請する。

2 社会教育施設における対応について

社会教育施設については、引き続き図書館を除き臨時休館する。図書館については、終業時間を19時に前倒しするとともに、感染防止対策に万全を期して開館する。ただし、講座等のイベントについては延期または中止する。

※ なお、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがある。

※ 本部会議の結果を受け、本日付けで県立学校、市町村教育委員会に通知を発出する。